

国土審議会 水資源開発分科会（第10回）

平成21年1月23日

【西川水資源政策課長】 それでは、定刻になりましたので、ただいまより会議を開会させていただきますと存じます。

開会の前に配付資料の確認をさせていただきます。お手元に分厚い一束で全部とじてございます。表紙が議事次第、それから、めくっていただきまして、裏側に配付資料、資料1、2、3、4、5ということになっておりまして、順次とじてございます。本日はこの資料を使いまして進めてまいりたいと思っております。お手元にこの束は行っておりますでしょうか。よろしいですか。

それでは、早速でございますが、会議を開会させていただきます。

議事に入ります前に幾つかご報告を申し上げます。本日は定足数の半数以上のご出席をいただいておりますので、国土審議会令第5条第1項及び第3項の規定に基づき、会議は有効に成立しております。なお、本日、楠田委員及び恵委員からは、所用のためご欠席とのご連絡をいただいております。

次に、昨年6月に行われました前回の分科会以降、事務局側で人事異動がありましたので、ご報告いたします。五十嵐審議官でございます。

【五十嵐審議官】 五十嵐でございます。よろしくお願い申し上げます。

【西川水資源政策課長】 矢野水資源計画課長でございます。

【矢野水資源計画課長】 矢野でございます。

【西川水資源政策課長】 金子水資源総合調整官でございます。

【金子水資源総合調整官】 よろしく申し上げます。

【西川水資源政策課長】 細井企画専門官でございます。

【細井企画専門官】 細井でございます。よろしくお願い申し上げます。

【西川水資源政策課長】 なお、本日の会議は公開で行っており、一般の方にも傍聴いただいておりますこと、また、議事録についても、各委員に内容をご確認いただいた上で、発言者名も含めて公表することとしておりますことをご報告申し上げます。一般からの傍聴者の皆様におかれましては、会議中の発言は認められておりませんので、よろしくお願いいたします。また、会場内の撮影はここまでとさせていただきます。

ここで事務局を代表いたしまして、水資源部長の上総よりごあいさつを申し上げます。

【上総水資源部長】 おはようございます。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、また、足元のお悪い中、本日もご出席賜りましてまことにありがとうございます。

本日の議題は、利根川・荒川水系のフルプラン、それから、木曽川水系のフルプランの一部変更でございます。いずれにつきましても、先般、利根川・荒川部会と木曽川部会において変更案をおまとめいただいているところでございますが、後ほど両部会長からご報告いただくとともに、事務局より説明を申し上げたいと思っております。

本日ご審議いただきまして、できましたら分科会としての取りまとめまでいただければというふうに思っているところでございます。

先ほど進行からありましたように、この水資源分科会は前回は昨年6月開催でございます。以前この分科会でご審議いただいたフルプランの状況を申し上げますと、一昨年12月のこの分科会でご審議いただいた利根川・荒川のフルプランにつきましては、おかげさまをもちまして、昨年7月に閣議決定ということで、やらせていただいております。また今日も一部変更がございますので、ご審議いただくわけですが、委員の皆様には改めて御礼申し上げます。

それから、淀川につきましては、昨年6月末のこの分科会でおまとめいただいた全部変更案について、その後関係府県知事への意見聴取等を開始したところでございますが、河川法の河川整備計画というものと同じタイミングになりました。そういったこともございまして、まだいずれの府県からもご意見が戻っていないという状況でございます。今後速やかに意見聴取が行われるよう事務局としても努力してまいりたいと思っております。

あと、フルプラン関係で申しますと、吉野川についてのフルプランの中間評価を今現在、吉野川部会でご議論いただいております。実は、本日午後からもまたその吉野川部会でのご議論をお願いしているという状況でございます。

フルプラン関係は以上でございますが、あと、この分科会の中の調査企画部会で気候変動等によるリスクを踏まえた水資源の施策はどうあるべきかという検討を熱心にやっただいてございまして、昨年10月にその中間取りまとめ、総合水資源管理の基本的な考え方を取りまとめいただいたところでございます。現在、いろいろな分野の方々からヒアリングをやらせていただいております。幅広い観点からいただいた意見をもとに今後最終的な取りまとめをお願いしているところでございます。

国際的なことで申しますと、昨年7月の洞爺湖サミットで5年ぶりに水の話がG8の首

脳の間で議論になった。そのフォローアップを、今年のイタリアのサミット、7月に予定されているようですが、水の議論が引き続きG8の中で行われているという状況でございます。

また、今年3月にトルコのイスタンブールで第5回の世界水フォーラムが開催されます。日本といたしましても、その世界水フォーラムに積極的に協力しているところでございますが、その1つとしまして、国連のUNESCOがイスタンブールを目指して河川流域単位の統合的水資源管理ガイドラインというものもおつくりになるということでございます。日本としても積極的にそれに参画しておるという状況でございます。

それからもう1つ、これは政治主導の形でございますが、チーム水・日本という水の全体的な動きがございます。これは国内の問題、それから世界の水危機解決に貢献するために政治の世界、それから学界、民間団体、官、役所側といったところが連携して取り組もうという新たな動きでございます。そのチーム水・日本のコアとなる水の安全保障戦略機構が今月末に発足するという動きもございます。いずれにしましても、水を取り巻くいろいろな動きがございます。我々としてもしっかりとそれに向かって取り組んでまいりたいと思っております。

本日は、先ほど申し上げましたように、利根川・荒川、それから木曾川のフルプランの一部変更でございます。ぜひ十分なご審議を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

【西川水資源政策課長】 それでは、これより議事に入りたいと思います。進行は虫明分科会長にお願いいたします。

【虫明分科会長】 おはようございます。虫明です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に入ります。委員の皆様には、ほんとうにお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

今回は、利根川・荒川フルプランの一部変更案及び木曾川フルプランの一部変更案について審議することといたしております。

それではまず、本日の第1の議題であります「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画の一部変更」の審議に入ります。本件につきましては、国土交通大臣から国土審議会の意見が求められ、本分科会に検討が委任されております。これを受けて、利根川・荒川部会において調査審議が行われました。お手元には、同部会での議論を踏まえた一部変更案とそれに関する資料が用意されております。本日は、一部変更案について議論し、議論の終わりに取りまとめを行いたいと考えております。進め方といたしましては、

まず、利根川・荒川部会の丸山部会長から部会における調査審議の経過と結果を報告していただきます。次に、部会で取りまとめられた一部変更案や配付資料を事務局から説明してもらいます。その後、委員の皆様によるご議論をいただきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

それでは、利根川・荒川部会における調査審議の概要について、丸山部会長からご報告よろしく願いいたします。

【丸山特別委員】 わかりました。それでは、利根川・荒川部会におきまして、調査審議しました概要につきまして、最初に簡単に報告させていただきたいと思います。

ただいまも虫明分科会長からお話ございましたように、利根川・荒川フルプランの変更につきまして、国土交通大臣から国土審議会長のほうに意見が求められ、水資源開発分科会長から利根川・荒川部会長に付託されましたことを受けまして、昨年12月11日だったと思いますが、利根川・荒川部会を開催させていただきました。

フルプランの変更内容は2つございまして、1つは八ツ場ダム建設事業について、事業目的に発電を加えたいということでございます。もう1件は、滝沢ダムにつきまして、地すべりが生じたので、その対策工事を追加するために予定工期を一部変更したいというものでございます。詳しいことは事務局から後ほど説明していただければと思いますが、この12月の部会におきまして出ました主な意見を2つ紹介させていただきたいと思えます。

1つは、八ツ場ダムの発電施設を建設することに関しまして、発電事業が後乗りということになりますが、発電事業を追加する場合のコストアロケーションをどうするかというようなことが議論の1つの柱になりました。それから、滝沢ダムの地すべり対策工事の工期につきましては、予定工期の考え方、それから工事費の負担のことなどが主な議論になったと思います。その上で、利根川・荒川水系のフルプランの変更につきましては事務局の案どおりで結構だということを取りまとめをさせていただいた次第でございます。

以上が、利根川・荒川部会における審議の要約でございます。どうぞよろしく願いいたします。

【虫明分科会長】 ありがとうございます。それでは、部会において取りまとめられた一部変更案と配付資料を事務局から説明してください。

【金子水資源総合調整官】 水資源総合調整官の金子でございます。よろしく願いいたします。

それでは、今回の一部変更案の内容についてご説明申し上げます。資料の4ページ、資料2をごらんいただければと存じます。冒頭部長からのあいさつにもございましたように、現行の利根川・荒川水系のフルプランは昨年7月4日に全部変更を決定いたしております。今その計画に基づいて所要の施設整備等が進められているところでございますが、今回は計画に掲げられている事業のうち、八ツ場ダム建設事業と滝沢ダム建設事業の諸元の変更が必要になったことから、一部変更を行うというものでございます。

まず、八ツ場ダムの建設事業につきましては、現行計画に基づいて、国土交通省において事業が行われておりますが、今回群馬県の企業局が発電に参画することになったことから、事業目的に発電を追加するという変更を行うものでございます。

内容につきましては、資料の8ページ、9ページをごらんいただければと存じます。八ツ場ダムの事業主体は国土交通省、場所は群馬県の長野原町で、利根川水系吾妻川において整備されている多目的ダムでございます。その事業目的は、従来、洪水調節、流水の正常な機能の維持、新規利水でございますが、それに今回発電を追加する。新旧対照表の変更欄の4番、発電とございます。これを追加するものでございます。貯水池の容量ですとか、それから、工期には変更はございません。

このダムの事業の進捗状況でございますが、今年度仮排水トンネル、それから本体掘削の準備、付替道路、鉄道、代替地等の工事を実施しております。右の9ページの下段にそういう現在の状況の写真がございます。

今回追加いたします発電の内容については10ページをごらんいただければと存じます。発電所の諸元、位置ですが、発電事業者は群馬県企業局、発電の方式は完全利水従属式発電でございます。発電所の位置は、中段の図にありますように、ダム予定箇所直下流、左岸への設置ということでございます。

群馬県企業局の発電の参画の意義・経緯でございますが、2番にございますように、平成16年から本格的に発電計画の検討、設計を実施いたしまして、昨年平成19年に事業化の検討を行って、実施可能な計画ができたということで、発電の参画を決断したということでございます。

その手続でございますが、一昨年12月18日にダムの使用権の設定申請を行いまして、それを反映した「八ツ場ダムの建設に関する基本計画」が昨年9月12日に変更されているということでございます。

このように、ダム事業とその手続は進められているところでございますが、フルプラ

ンとしては、完全利水従属式発電ということもあり、水の需給という面での影響を及ぼさないものであることから、今回一部変更によって、事業目的に追加するというものでございます。

具体的な本文の変更案につきましては、5ページの新旧対照表をごらんいただければと存じます。左側、現行計画、右側、今回の変更案でございますが、中段の(2)、八ツ場ダム建設事業になお書きで、「八ツ場ダムは発電の用にも併せ供するものとする」という形で目的を追加するというところでございます。この表現につきましては、これまでのダムにおける発電の記述に倣ったものでございます。

それでは次に、滝沢ダムの建設事業の変更について説明いたします。4ページの資料2に再度お戻りいただければと存じます。

滝沢ダムは現行計画にのっとり、独立行政法人水資源機構によって事業が行われているところでございますが、今回地すべり対策工を追加実施するために工期の延長を行うという変更案でございます。

ダムの内容につきましては、11ページ、12ページをごらんいただければと存じます。このダムは水資源機構が事業主体となって、埼玉県秩父市の荒川水系中津川に建設している多目的ダムでございます。事業の目的は、洪水調節、流水の正常な機能の維持、新規利水、発電であって、今回の変更はございません。貯水池の容量についても変更ございません。工期について、従来平成19年度までとなっておりますが、これを3年間延長して平成22年度までという変更を行うというのが今回の変更案でございます。

したがって、計画本文の変更案につきましては、また5ページの新旧対照表をごらんいただければと思いますが、5ページの下段、(7)滝沢ダム建設事業につきまして、予定工期「平成19年度まで」とありますものを「平成22年度まで」というものでございます。今回工期を3年間延長しますのは、地すべり対策工を追加実施する必要性が生じて、その内容が固まったということでございます。

工期延長に至った経緯と、それから対策内容の詳細につきましては、企画専門官の細井から説明いたします。

【細井企画専門官】 それでは、資料の13ページ以降に基づきまして、地すべり及び地すべり対策工について若干ご説明いたします。

滝沢ダムにつきましては、貯水池の周辺で大規模な地すべり地形が見られるということから、地すべり対策工の必要性というのは従前から認識されていたところでございます。

ダム本体に先立ちまして昭和61年度から専門家の助言等も踏まえまして、当時の最新の知見を取り入れまして、地形調査・地質調査等を行って、それに基づく地すべり対策工を既に実施してきたところでございます。

今回、試験湛水中に地すべりが発生しておりますが、その経過については14ページと15ページの図でご説明したいと思います。まず、14ページの図でございますが、横軸が時間でございます。縦軸が貯水位となっております。一番左下、平成17年10月から試験湛水を始めまして、赤いラインが水位を示しております。水を貯め始めまして、貯水位が500メートルを超えたあたり、平成17年11月2日と書いてございますが、①のL22地区というところで変状が確認されております。場所につきましては、15ページの地図を適宜ごらんいただきたいと思いますが、ここで地すべり変状が確認されましたので、一たん水位を下げまして、下の青い囲みになりますけれども、18年1月19日から8月18日まで水位を低下し、保持して、その間に押え盛土工による対策を行っております。その対策が終わった後、18年8月の半ばから再度水位の上昇を始めております。赤い線がずっと上に上がっていきませんが、今度は19年5月に至りまして、②のL20上流地区というところで再び変状が確認され、5月13日には崩落が起きてございます。そのため、再度水位を若干下げまして、アンカー工による対策工を行いました。それが終わった後、19年9月の頭から再度水位の上昇を行いました。平成20年3月30日に最高水位に達して満水になったのを見届けまして、4月1日から水位の低下を始めたところです。水位の低下を始めましたところ、右下のほうに黄色い枠で囲ってございますが、平成20年4月3日以降、断続的に地すべりが発生したということでございます。平成20年5月10日から水位を一定に保ちまして、それぞれの箇所について対策工の検討を行ったということでございます。

対策工の検討に当たりましては、平成20年6月から滝沢ダム貯水池斜面对策検討会という専門家を入れた検討会を開催いたしまして、それぞれの箇所について必要な調査を行って、どのような対策が必要か、あるいは対策が要らないのかということについて検討して、具体的な対策工について決定されてございます。それぞれの対策方針につきましては14ページの右側の黄色い囲みの中の一番右の欄、対策方針というところでそれぞれアンカー工ですとか、対策不要、あるいはコンクリート吹きつけ等々の対策を行うということが決定されてございます。

地すべり対策工の事例について、16、17、18ページで若干ご説明いたしますが、

16、17ページが滝ノ沢中央地区というところでございます。16ページ上の写真にございますように、赤い破線で囲っているのが今回滑っているのではないかと懸念されているブロックでございます。ここにつきましては、既に従前の調査から地すべりの懸念があったということで、鋼管杭、あるいは押え盛土、それから集水井、排水ボーリング等の対策を従前行っておりましたけれども、今回別の滑りが生じているのではないかと懸念されてございます。

17ページに対策工の図がございますけれども、図の右下のほうに既設押え盛土と黒い破線がございますが、あるいはその左に既設鋼管杭、それと、左の上のほうに行きますと集水井、集水・排水ボーリングという絵がございますが、これらについては既に対策を行っていたものですが、今回赤い線で1'次すべりというのがございますが、今まで想定していたのと違う滑りが生じているのではないかと懸念がありますことから、赤い字で書いてあるアンカー工というのを追加するというのを今検討しているところでございます。

ここにつきましては、検討委員会の中で一度水位を最低水位まで下げまして、地すべりの規模を確定した後に対策工の範囲を確定して施工すべきという結論を得てございます。

それから次のページ、18、19ページでございますが、こちらは滝ノ沢下流地区というところでございます。このダムは貯水池の左岸側につけかえた国道が走ってございますが、国道の下段に管理用道路がございまして、そこに亀裂が生じている。18ページの真ん中の写真が管理用道路に生じた亀裂の写真でございます。その上に国道が走っているわけですが、国道を保全するために、一番下の写真にございます、応急対策工として、この左上に国道が走っているんですが、その崩落を防止するために応急対策でアンカーを今打ってございます。

この斜面に対する対策工としては19ページの絵にございますように、赤い字で入れてございますが、アンカー工を打って地すべりを押さえるという対策が必要だというふうになってございます。

20ページに今進めております対策及びこれからの予定について載せてございます。先ほどのグラフと同じように、横軸が時間で縦軸が貯水位でございます。現在、平成20年度の1月でございますが、工事制限水位ということで、標高533.6メートルで水位を保持してございます。下のほうにそれぞれの箇所における工事の概要、工期というか、この時期を工事をやっているというのが出てございますが、現在は上から3つ目にございます

⑤の遊仙橋地区、それから⑧の滝ノ沢下流地区、⑨の向山上流地区で対策を行っております。この辺は対策工が2月いっぱい終わる予定になってございまして、この工事が終わりますと、今度は上の図をごらんいただきたいんですが、3月に入りますと水位を下げます。1カ月ほどかけまして水位を下げまして、4月に520メートルまで水位を下げます。下げた後に、今度はまた下の図をごらんいただきたいんですが、③の地すべり対策工事、ノウ沢下流地区、それから中津川大橋、それと下のほうの滝ノ沢下流地区、これらについて対策を行います。これらが終わった後に再度水位を下げまして、7月に水位を下げ始めて、8月には水位が最低水位まで下がる。先ほど申し上げましたように、最低水位まで下がったところで、滝ノ沢中央地区の地すべり対策工の規模を確定した後、滝ノ沢中央地区の地すべり対策工及びノウ沢下流地区対策工を行いまして、これらの対策を施して終わるのが、今のところ平成22年10月というふうに想定されております。

この工程から、工期を平成22年まで延ばす必要があるということで、今回工期の延長をお諮りしているということでございます。

滝沢ダムについての説明は以上でございます。

【虫明分科会長】 どうもありがとうございました。それでは、丸山部会長による部会審議の報告と、ただいまの事務局の説明について審議したいと思いますけれども、どうぞ、質問、ご意見。

どうぞ、榎村委員。

【榎村特別委員】 済みません。ちょっと質問、教えていただきたいと思いますが、今お聞きただけで私の理解の不十分かと思うんですけども、10ページの2のところ、今回、5ページのところに「なお、八ツ場ダムは発電の用にも併せ供するものとする」という一言を加えるということでございますけれども、16ページのところを拝見いたしますと、八ツ場ダムの水力発電は昭和61年の第5次全国何とか何とかということで位置づけられというふうに書いてありまして、当時から八ツ場ダム地点での水力発電が位置づけられていたと書いてあるんですけども、新たに5ページのところで「八ツ場ダムを発電の用にも併せ供するものとする」という一言を新たに加えられなければならないのはなぜか。初めに加えてあったのでもよかったのではないかとちょっと思ったのですが、そのことが1点と。

もう1つは、例えば、私自身はこういうふうなところで可能性があれば、新たな水力発電みたいなことをやっていったらいいと思っておるんです。今回群馬県の企業局さんが水

力発電をされる。容量に関係ないということですが、例えばほかにもこういう事例が出てきたときに、幾つでも言ったら変ですけれども、可能性というものはほかにもあり得るのかどうか。これが例外的なあれなのか。もっとほかにも可能性があればやっというのかどうか、ちょっと基本的なところを教えてくださいたいと思います。

【虫明分科会長】 では、事務局のほうで。

【細井企画専門官】 それでは、お答えいたしますが、2つの質問を合わせてお答えするような形になると思いますけれども、そもそも群馬県の企業局というのは、非常に水力発電に対して積極的に取り組んでいるところでございまして、県内の国土交通省直轄ダムですとか、水資源機構のダムでは今までも、基本的に水力発電に乗っているというように、非常に積極的に取り組んでいるところでございます。

八ツ場ダムにつきましても、昭和61年からとありますけれども、こういった調査の中で、八ツ場ダムでの水力発電についても行いたいという意向をずっと持ってございました。持っていたんですけれども、発電の検討をするためには、ダムの運転のシミュレーションというか、放流量のデータがないと、ほんとうに発電計画として成り立つのかどうかという検討ができないという事情がございまして、実は、八ツ場ダムにつきましては、平成16年に水の使い方の計画というのがやっというところまでございまして、それを受けて本格的な検討を行って、これなら発電が可能だという結論に達して、今回正式にダムに発電が乗るということを決めたという経緯がございまして。

【虫明分科会長】 61年のこの調査というのは、経産省が水力発電の可能性のある地点を全国で拾って、そういうのをランクづけしたりするような調査であって、可能性があるというような位置づけがされたところ。ところが、今おっしゃるとおりで、ここではダムが発電容量を持っていないんです。先ほどの従属というので、利水が放流するときその水を使うというので、どれだけ利水を放流するかということが具体的にわからなければ、発電の経済性とかそういうことが検討できないということになってしまったんだと思います。

ただ、ある時期から、水資源機構だけのダムではないんですが、ダムの発電に企業局が乗らなくなった時代があるんです。そういう印象を私は持っています。ほんとうはそういうところでもちゃんと、せつかく放流してエネルギーがあるわけだから、使えばいいんだけれども、やはり経済的になかなかペイしないというようなことで、今までは、ある時期から企業局が後退したような印象がありますけれども、ここにあるように、まさに温暖化対策にも結びつくしというので、ある程度、国が何か奨励するような仕組みをつくるほう

がいいのではないかと思うし、従属発電というのは、利水に縛られるから発電としてはあまりうまみはないんだろうけれども、そこでもやれるというんですから、やはりこれから考えるべきことだと思います。

例の企画部会の総合水資源管理の議論でも、水力エネルギーの有効利用というのは出ていますし、そういうことだと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

【佐々木特別委員】 いいですか。

【虫明分科会長】 どうぞ、佐々木委員。

【佐々木特別委員】 基本的には、一部変更の原案について異議はない、賛成いたします。それを申し上げた上で質問を2つばかりしたい。

1つは、今の話は八ツ場ダムに群馬県の企業局が発電ということで、新たに乘った、参画するという話。それは先ほどのご説明では、フルプランの水の需給とか、そういうものに影響を与えるものではないということで問題はないということなのですが、それはそれとして、逆にと言うか、今のが新たに追加的に参画するわけですが、逆のケースもあり得る。つまり、マーケットから、事業から撤退。

というのは、今虫明さんがおっしゃったのとも関連します。私は電気のこともいろいろ勉強しているもので申し上げたいんですが、今、群馬県の企業局をはじめとして、公営の電気が水力を主としてやっているわけですが、全国的に見た場合、非常に難しい立場に立っているわけです。つまり、部分自由化というのが進んでいて、いわゆる民間のあの大きな電力会社も非常にコストダウンとかいろいろ努力をしないとやっていけない。競争という雰囲気にあるわけですから。

そういうことにおいて、今までのように、基本的には公営が水力発電をやって電気をつくる。その電気は、通常はその近くの大手の民間の電力事業者に買ってもらうわけです、電気をつくった後。そのときに買う値段を交渉するわけですが、そろそろ今の現行契約期間が切れるころに近づいているわけです。そうすると、新たにまた将来に向けて、今度幾らで買ってもらえるかということ交渉しなければいけない。そのときに民間の電力会社は、原子力もあるし、非常にコストダウンを進めていますから、かなり安い値段でないと公営の電気を買ってもらえないわけです。そこで、既に幾つかの公営の事業者は撤退しているところがあるんです。例えば、そういう大手の民間の電力会社に資産等々、全部譲渡して売ってしまうとか、お譲りしたいというところが既に出てきています。

そういう中で、群馬県の水力は古いということもあるし、かなり大規模にやっているということもあって、さらに、より積極的に参画したいということを書いていたと思うんですが、新たに参加するというのは、先ほどの8ページの事業目的というものが今までの事業目的に対して、新たに発電というのを加えてくる。これは各種会社で言えば、いわゆる定款の変更みたいなものですよね。事業目的というものが定款に書いてある。その一部変更みたいなもの。

そういう場合に、1つお聞きしたいのは、参画したい、あるいは、もしかしたら撤退したいというときに、どこでどのようなプロセスを経てそれを決めるのだろうかというのがちょっとわからないので、教えてもらいたい。

つまり、この事業目的から言えば、埼玉県とか東京とか、いろいろなものが参画してそのダムをつくりましょうという、計画段階から参画していると思うんですが、そういうものが賛成すればというか、そうしたら新たにこういうふうに参加してくることについて、それはオーケーということになるのでしょうか、どうか。その辺のことがちょっとわからない。

それからもう1つは、先ほどの丸山さんがおっしゃった部会の議論の中の1つと関係するんですが、コストアロケーションということをおっしゃった。そのことと関連するんですが、同じようなことになるかもわかりませんが、建設は、いろいろな構造物をつくることが必要だろうと思うんですが、当然後から乗ってくるんですから、その費用は群馬県の企業局が負担するのが当然だと思うんですが、それだけでは済まないでしょうね。毎年毎年出る維持管理費とか、あるいは管理運営費というか、オペレーションにかかわる費用があるだろう。それはどういうふうに群馬県の企業局は負担するのか。その負担の計算の仕方というか、測定の仕方というか、そういうのはどういうような計算の仕方をやって決まるのだろうか。その辺のことも教えていただきたい。

以上。

【虫明分科会長】 2つありましたが、最初のほうは事業の参入とか撤退の手続の話。

【佐々木特別委員】 どこでこうやって決めるのだろうか。国が決めるものじゃないだろうし。

【細井企画専門官】 八ツ場ダムの発電の参加についてだれが決めるのかということですが、発電をやるやらないは当然、この場合は群馬県企業局が決めるわけですが、ダムに乗る乗らないにつきましては、この場合は特定多目的ダムでつくってございますので、ダ

ムの事業主体である国のほうに、ダムの使用权の設定の申請を出してくるわけです。それでもって、その申請を受けて、このダムでの発電は構いませんよということで国、国土交通大臣が結構でございますということで、群馬県としてもこの計画に乗って、国はその計画そのものを変更したということでございます。

コストアロケーションにつきましては、当然建設費もそうでございますが、管理費についても当然費用負担が生じるわけございまして、それにつきましては、どのように計算しているかというのは、ちょっと細かい計算は持ち合わせていませんけれども、ほかのダムでも同じように発電事業者が参画しているところがございまして、それらの従前の例ののっとなってアロケーションがされているというふうに考えております。

【佐々木特別委員】 ある一定の算式みたいなものがあるわけね。

【細井企画専門官】 そうでございます。

【矢野水資源計画課長】 補足を。

【虫明分科会長】 では。

【矢野水資源計画課長】 資料の10ページのほうの下の方に手続の状況というのを書いてございます。八ツ場ダムの場合は、特定多目的ダム法に基づきまして、基本計画というものを国土交通大臣が定めますけれども、従前は発電が入っていない状態で定められていたものを関係者、都道府県知事なりその利水者への協議等も通じまして、このダム建設に関する基本計画というのを変更したというところの中で発電が位置づけられたということになります。

あと、管理費につきましては、原則的には建設アロケをそのまま管理アロケにするということになっています。大体通常のダムですと、建設アロケがそのまま管理アロケになるということになりますが、特にそのまま使っていると、管理費のアロケーションに建設アロケをそのまま使ってしまうと、ちょっと負担が公平でないというような場合はまた別に定めるということもできることになっています。

それとまた、機構のダムですと、事業実施計画というのを建設時につくりませんが、今度管理に入るときには施設管理規程というのをまたつくりますので、その中で管理のアロケを改めてちゃんと決めますということになります。

【虫明分科会長】 よろしいですか。

【矢野水資源計画課長】 すみません、また後ほど補足させていただきます。

【佐々木特別委員】 はい。

【虫明分科会長】 ただ、手続としては、まさにこの分科会の審議も、最終的などうか、国土交通大臣へこれを答申するんですから、手続の1つで、われわれのここが認めるか認めないかというのも重要なプロセスだと思います。

【矢野水資源計画課長】 済みません。失礼しました。その部分を飛ばしました。

【虫明分科会長】 いえいえ。ほかにいかがですか。では、池淵さん。

【池淵特別委員】 試験湛水の形で、下げるのは人為的にできるんだけど、上げるほうは結構流入量依存になるので、あえて聞きたいのですが。期間の長短というか、完了するというものが22年だったかという形のものを平均的に考えたら、こういう形でたまり、下げるという期間設定で我々としては、工期延長というふうにとらえておけばいいんですか。

下げるのは下げる。これは人為的にできるけれども、上げるほうはそれなりの流入量が来なかったらなかなかたまらない。平均流況的に考えると、こういうぐらいの工期で試験湛水ができて、エンドのほうはおおむねそういう形になるという理解をするんですか。

【細井企画専門官】 14ページのグラフと20ページのグラフがつながっているんですけども、試験湛水としては、17年の10月に貯め始めまして、20年の3月30日に最高水位に達しています。今そこから下げている途上にありまして、今の予定ですと、21年の8月の頭、7月の終わりぐらいに最低水位まで下げ終わる。

【池淵特別委員】 下げるほうはね。

【細井企画専門官】 ええ。一度上げて下げ終わりますので、それでもって試験湛水としては終了というふうに位置づけていると聞いております。

【池淵特別委員】 今一方的に下げるほうですか。

【細井企画専門官】 そうです。

【池淵特別委員】 再度やりなおすというものではないのですね。わかりました。

【虫明分科会長】 ほかにいかがでしょうか。今の件ですが、工事費は大体見通しがついているんですかということと、今度、アロケになるとどうなるんですか。費用負担はどういう形になるんですか。工事費の増分について。

【細井企画専門官】 対策工につきましては、現在見込まれている事業費は59億円になってございます。それらにつきましては、従前の滝沢ダムの実業費の範囲内でおさまる。つまり、今まで予定していた費用よりも若干安くできていますので、その残りの分の中で対策工ができるというふうに見込まれておりまして。

【虫明分科会長】 追加のアロケがあるわけではないと。

【細井企画専門官】 ええ。従前の費用負担の中でやるという予定でございます。

【虫明分科会長】 はい、ありがとうございました。そのほかはいかがでしょうか。よろしいですか。はい。

【池淵特別委員】 参考のために。おさまる場合はいいけれども。ユーザーにそれなりにまた追徴があるわけですか。

【細井企画専門官】 おさまらない場合には、当然それぞれの費用負担者のご理解を得ながら追加していくということになると思います。

【藤原委員】 今日の会議では私も全く異議はございませんのですけれども、そもそも追加の対策工事が必要になった理由がすでに、ご説明があったかもしれませんが、以前私のところにおいていただいてご説明いただいたときには、その理由の1つに近年の雨の降り方が大変激しいというようなお話を伺いました。本日の会議の外の検討になるかとも思いますが、このようなことというのは、全国的に、あるいは特定の地域に、また、ある時期を中心に計画されていたダム群でも起こり得ることなのかどうか。

本日は追加の工事、工期を延長するというものを検討するのみの会議で、それをどのようにファイナンスするかということに関しては、今皆様からご質問がございました。

今後、新規の事業を云々というよりは、既存のダムが同じような影響を受けているのではないか、あるいは受ける可能性があるのではないかの検討をする可能性があるのでしょうか。今後また工期を延ばしたり、追加工事をするときには、多分今回のような会議が持たれると思います。それに対して何らかの予見とか、ここで起こったことをベースにしていろいろなプロセスをある程度組み立てておく必要があるのかどうかなどおおしえください。雨の降り方は今後も同じような状況か、それ以上の状況が続く可能性もあります。そのあたりはどのようにお考えなのか、参考にお聞かせください。

【虫明分科会長】 どうぞ。

【細井企画専門官】 まず、この滝沢ダムの周辺につきましては、もともと地すべりの起きやすい地形だということがわかってございまして、従前から対策は行っていたんですが、今回起きているところは対策をしなかった場所、あるいは想定したすべりと違うものが起きているということで、これほどの地すべりが起きているところというのは、ほかから見てもかなりの箇所で見えているという、このダムの1つの特徴だというふうに言えると思います。

それと、雨の降り方ですけれども、降雨が原因となって地すべりが生ずるということは一般的にございます。ですが、それはあくまでも誘発要因でありまして、そもそも地すべりの原因というのは、やはりそれぞれの地質の成り立ちですとか、地形とか、そういったものが原因となっているということですので、雨が多く降ったからといってそういう懸念のないとか、もともとそういう原因のないところで起きるといのは考えづらいんですけれども、ですから、この事象については、そもそもそういう滑りやすい地形あるいは地質を持っていたところに、そういった外的な力が加わって生じたものだというふうに理解しております。

【虫明分科会長】　　ちょっと補足しますと、中央構造線と言って、四国からずっと秩父まで来ている大破碎帯という断層帯があつて、そこは特に地すべり地帯なんですけれども、このほかにも下久保ダムも多少滑って問題を起こしました。これのちょっと北の神流川です。それから、四国の仁淀川の大渡ダムというのが、やはり水位を下げたら滑るので、水位操作も制限されているというような。そういうことは日本に多いわけです。

ですから、先ほどの予算が多少が余っている——余っているというのは言い方が悪いけれども、おそらくこういうことを予想していたんだろうと私は思います。地すべり対策が必要だということは。それで、大きな滑りは事前に対策できますけれども、実際にやってみなければわからないというので、滑ってきたのに対策をやっている。

ただ、これはほんとうに怖いですよ。これが普通の水位操作だけで耐えるようなことはできるだろうけれども、この前の地震のようなものがそばであつて、滑ったら大変なことになるので、あまり不安をかき立てるわけではないけれども、そういうことも我々は考えておかなければいけないなという気はしています。それに対して安全かどうかというのは、また別途、地震のようなものに対しても安全であるかどうかというのは、やはり今後ともきちんと検討すべきだと思いますけれども。

ほかはいかがですか。

それでは、ほかにご意見、ご質問がございませんようですので、このあたりで分科会の意見の取りまとめを行いたいと思います。さまざまなご意見がございましたが、結論として、利根川・荒川部会において取りまとめていただいた一部変更案のとおりで異議がないということで取りまとめさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【虫明分科会長】　　どうもありがとうございました。異議なしということですので、当

分科会としては、これをもって取りまとめいたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは引き続き、本日の第2の議題であります「木曾川水系における水資源開発基本計画の一部変更」の審議に移ります。

本件につきましても、国土交通大臣から国土審議会の意見が求められ、本分科会に検討が委任されております。これを受けて、木曾川部会において調査審議が行われました。お手元には、同部会での議論を踏まえた一部変更案とそれに関する資料が用意されております。

本日は、同部会での議論を踏まえた一部変更案について議論し、議論の終わりに取りまとめを行いたいと考えております。進め方といたしましては、まず、私、実は木曾川部会長ということも務めておりまして、その立場から、部会における調査審議の経過と結果を報告いたします。次に、部会で取りまとめられた一部変更案や配付資料を事務局から説明してもらいます。その後、皆様にご議論いただいて、取りまとめたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

それでは、木曾川部会における審査審議の概要につきまして、簡単に報告いたします。

木曾川フルプランの変更について、国土交通大臣から国土審議会へ意見が求められ、水資源分科会長から木曾川部会に付託されたことを受けて、木曾川部会は今年15日に開催いたしました。フルプランの変更内容は、木曾川右岸施設緊急改築事業の追加等を行うものでありまして、詳細は後ほど事務局から説明していただきます。

今年15日の部会におきましては、木曾川右岸施設緊急改築事業の工事内容、それから、老朽化というのはこの水系だけで進んでいるわけではありませんので、他の水系におけるPC管、プレストレストコンクリート管というのが使われているので、その状況調査や健全度指標を用いた評価の実施状況など。それから、老朽化というのはこれから非常に大きな問題になってきますけれども、そういう状況を一般の方々、国民にも広く知らせる必要があるというようなことについての議論がなされました。

その上で、木曾川水系のフルプランの変更については、事務局の案のとおりとすることを取りまとめいたしました。

以上が木曾川水系における審議の要約でございます。

それでは次に、部会において取りまとめられた一部変更案と配付資料を事務局から説明してください。

【金子水資源総合調整官】 それでは、ご説明申し上げます。資料の21ページ、資料

4をごらんいただければと存じます。

「木曾川水系における水資源開発基本計画」につきましては、平成16年6月に全部変更をいたしまして、昨年6月に一部変更をいたしておるのが現行の計画でございます。昨年6月には、木曾川水系連絡導水路の事業を追加するというので一部変更をいたしました。

今回は、木曾川右岸施設緊急改築事業の追加等が必要であるということで、一部変更をお願いするものでございます。

まず、木曾川右岸施設緊急改築事業でございますが、これは木曾川総合用水事業によりまして整備されております施設でございます、場所は24ページ、改築事業のところの下に地図がございますが、木曾川上流の飛騨川におきまして、右岸施設というのがございます。この施設によって、岐阜県の中濃地域の農地に対しての必要な農業用水の供給、それから、岐阜県の水道用水及び工業用水の供給を行っているものでございます。この施設の幹線水路等の劣化等に対処するために、緊急的な改築を行うこととするというものでございます。

内容は後ほど詳細をご説明いたしますが、計画としての変更については22ページ、新旧対照表をごらんいただければと思いますが、左側が現行計画、右側が変更案、その変更案の真ん中から下のあたりに、「この他、既に完成している次の施設の改築を行う」ということで、この緊急改築事業の事業目的、事業主体、河川名、最大取水量、予定工期について、新たに記述を追加するというものでございます。

これが今回の変更内容の主なものでございますが、このこととあわせてもう1カ所文言の整理をさせていただきたいと存じます。また21ページに戻っていただきまして、継承事業に係る文言整理というのがございますが、木曾川水系連絡導水路事業は昨年6月にフルプランに追加いたしまして、その際には、これまで国土交通大臣のほうで実施計画調査等をいたしていたものでございますが、それを独立行政法人水資源機構に事業の承継をするということで、計画としての事業主体は水資源機構というふうに定めつつ、「なお、本事業は国土交通大臣より承継する」という形で記載しておったものでございますが、昨年9月に国土交通省から水資源機構への事業承継が完了したことから、この承継に関する文言を今回事務的に落とすということでございます。

それでは、木曾川右岸施設の緊急改築事業の現状、必要性につきまして細井より説明いたします。

【細井企画専門官】 資料24ページから事業の概要をご説明いたします。この事業の事業主体は独立行政法人水資源機構でございます、場所は岐阜県関市他1市5町ということでございます。事業の内容でございますが、事業目的は先ほどあったとおりでございます。農業用水と上水、工水を供給しています幹線水路の劣化に伴いまして、緊急的な改築を行うこととございます。予定の工期は平成21年から26年まで6年間を予定してございます。水路の最大取水量は白川取水口で9.19トン。改築する施設でございますが、幹線用水路で約4キロ、支線用水路、約4.3キロ、それから幹線導水路で沈砂池を一式というのが内容になってございます。

事業の経緯を下に書いてございますが、昭和44年から58年にかけて、木曾川総合用水事業という事業でこの水路の建設をしております。その後、平成8年度から13年度にかけて、一度、木曾川用水施設緊急改築事業という事業でもって、主に石綿管、石綿コンクリート管が使われていた箇所につきまして、その改築、それからゲート等の機器類の入れかえを行ってございます。

今回右岸施設の緊急改築事業ということで、今回は主にPC管、プレストレストコンクリート管の入れかえを行うというのが主な内容になってございます。

1枚めくっていただいて、26ページの図のほうが少し大きいので、この図のほうで説明させていただきます。この図の右上から左下に向かって飛騨川が流れてございます。右上に白川取水口というのがございまして、そこから白川導水路というトンネルがございまして、一部旗上げがございまして、幹線導水路、沈砂池1カ所。この位置で一度トンネルが開放されて明かりに出てくる部分がございますが、そこに沈砂池を設けるといってございます。その下流で、右岸幹線水路と左岸幹線水路に分かれてございます。右岸幹線水路につきましては、トンネルの構造になってございますが、ここに1カ所また旗上げがございまして、幹線用水路（右岸幹線水路）トンネル裏込め一式とありますが、ここにつきましては、トンネルの覆工の裏側に空洞が確認されているので、そこに裏込めを行いますということとございます。

それ以下、パイプラインになってございますが、青い色と赤い色で塗ってございます。左下に凡例がございまして、赤い色につきましては、先ほど経緯の中で申し上げました平成8年から13年に行いました緊急改築事業で石綿管の入れかえを行った箇所でございます。今回の右岸施設緊急改築事業は青い部分でございまして、PC管の入れかえを行う箇所を示してございます。左岸幹線水路、それからその他の水路、支線用水路について青く

塗っている部分について改築を行うということでございます。

これらにつきましては、それぞれの用水路について施設の機能診断を行いまして、改築の緊急性の高いところにつきまして今回改築を行うということになってございますので、このような歯抜けの形になってございます。

それから、27ページ以降でございますが、若干痛んでいる状況等についてご説明をしたいと思っておりますけれども、27ページの上のほうに表がございます。水路名、支線、幹線がありまして出水箇所それぞれの路線でこれだけの数の出水が起きている。ちなみに、出水箇所をPC管の延長で割りまして、発生率というのを、キロ当たりどのくらい出水が起きているかというのを出したものでございます。

下の写真がその状況でございますが、左側が管体の状況です。左上側のほうは、継ぎ手部の写真ですが、ゴムリングの離脱ですとか、あるいは、その継ぎ手の部分から水が噴き出して、カバーコートモルタルが削られてPC鋼線が露出しているというような状況。それから、左側下の写真については、カバーコートモルタルがなくなっていて、PC鋼線がさびついて管体が破裂しているような状況です。右側が被害状況ということで、上側は出水に伴いまして、土砂が流出して道路が陥没してしまった状況。右下は、まさに漏水が起きている状況でございます。

28ページでございますが、事業の緊急性ということで、このように至るところで出水というような事象が起きているということで、出水が起きれば送水をとめなければいけないというのもそうなんです、出た水によって周辺の農地ですとか宅地等々にいろいろな影響が起きていて、社会的にも非常に影響を及ぼしているということでございます。

その下が3番の施工区間の選定過程でございますが、先ほど申し上げたように、管本体の調査は平成17年から実施してございまして、それらの調査の結果をもとに、ライフサイクルコストを踏まえた施設の補修・更新計画というのを策定してございます。その中で早急に改築の必要があるところを今回緊急改築事業の対象としてございます。

29ページですが、主要工事と事業効果でございますが、幹線用水路、左岸幹線水路、それから坂祝用水路、米田用水路、それから支線用水路につきましては、劣化したPC管を交換することとしております。これによって出水事故を防止して用水の安定供給が可能となります。右岸幹線用水路につきましては、トンネル上部の裏込めを行う。落盤事故を防止して用水の安定供給が可能となる。導水路につきましては、沈砂池を設置いたしまして、今まで流入していた土砂を撤去することができて、下流の水路あるいはサイホン等の

閉塞が防げると同時に用水の安定供給が可能となるということでございます。

29ページには、トンネルの裏込めの施工工事断面、それから、沈砂池の概略の絵をつけてございます。

今回の事業の概要については以上でございます。

【虫明分科会長】 ありがとうございます。それでは、私の部会審議の報告と事務局のただいまの資料説明をもとに、一部変更案について審議したいと存じます。どうぞ、質問なり、ご意見。山本委員、どうぞ。

【山本特別委員】 これは非常に緊急性を要する事業というのはよくわかりました。この内容に関しては賛成なんですけど、これは基本計画でもあるので、全面的な更新とか、将来改修しなければいけないところが多分予想されているようなものだと思うんですけども、全面的な施設の更新とか、そういうようなものの計画を立てていく時期でもないかと、その辺に関してのお考えは。財政負担の問題は別にして、必要性のあることがあるし、要するに、こういうふうに陥没が起きてから対策する、あるいは漏水が起きてから対策するより、それを防ぐということも大切ですよ。そういう意味での全面的な更新の計画も基本計画の中には位置づけるべきではないかなと思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

【細井企画専門官】 確かに、今の印象を言うと、後追いになっているんですけど、今の考え方としては、全面的にすべてのものを入れかえていくというよりは、既存のものをなるべく長く使っていこうということで、今回もいろいろ出水事故が起きていることを踏まえて全線にわたって調査をかけまして、緊急性の高いところはまず管の入れかえをしましょう。まだ当面使えるところについては、あるいは、軽微な補修をすればまだ持つところについてはもう少し長く使いましょうということで、従前ですと、悪くなると全部取りかえという事業もやっておったんですけど、最近はなるべくお金をかけないで、軽微な補修で寿命が延びるのであればそういうことを取り入れながらやっていこうという考え方でやってございまして、今回まさにそういうランクづけをした中の緊急度の高いところを改築する事業というふうにしております。

【山本特別委員】 その考え方はよくわかりますし、アセットマネジメントとして必要な考え方だと思うんですけども、事故やこういうものが起きる前に更新するという計画的な更新として段階的な計画を立てておくことも必要ですよ。事が起きてから対処するのではなくて、それで緊急性があるから改築するとかというような理屈の次に、やはり計画的なということも含めて、物は長く使うんだけど、何か起きる前に更新していくと

というような計画を立てていくことも必要ですよ。その辺のことを聞いているんですけれども。

【細井企画専門官】 まさに委員のおっしゃるとおりでございまして、ここについては既にこのような事象が生じてしまっているのの後追いというような感じになって、結果としてそうなっているんですが、ここの事象も踏まえてほかにも水資源機構で管理している施設がございまして、それらについても同様の調査を行って、委員のおっしゃるような後追いにならないような形で計画的な更新をやっていくということを今ほかのところでもやっているとございまして。

【虫明分科会長】 よろしいですか。ほんとうに重要なご指摘です。要は、これからちゃんとやりましょうということらしい。この件についてはよろしいですか。何か追加のお答えは…いいですか。では、どうぞ。

【飯嶋特別委員】 ちょっと関連するかもしれないので。このフルプランでは、基本的に新設の施設について議論して決定していくということで始まってきて、いわゆる更新というのは対象外なはずなんです。ですから、今までも、つくってすぐに想定外の事象が起きたということで緊急改築という形の事業で何とか手当てをしてきているはずなんです。

それで、これは老朽化なのか、特別な事象によるのか非常に判断しにくいもので、土質の状況とか、非常に想定外のことがあったために本来の耐用年数を確保できないようなことが起きたのではないかと想像しているんですけれども、本来は更新というものが計画化されてきちんと行っていくということが必要だと思うんですが、その時代が目前に迫っているということで、調査企画部会の議論とも関連してくると思うんです。

現行の制度では、いわゆる補助金が、新設工事には出るんですけれども、更新工事には出るという仕組みはまだできていない。先日の調査企画部会のヒアリングの中でも、農水サイドの方々から非常に補助金の必要性が訴えられておりますし、そういった意味で、これから新しい仕組みをつくっていく上では、更新というものをターゲットにした仕組みをどうするかというのは非常に大きな課題だと思います。

そういった中での今回のこの対応については、従来方式を踏襲せざるを得ないという苦しい対応だと思うんです。これは1つ質問なんですけど、緊急改築事業というのは、従来から国庫補助もついておりますので、そのような形で実施されるのでしょうか。

【細井企画専門官】 この事業につきましては、緊急改築事業ということで、先ほど申し上げましたように、農業用水と上水と工水と入ってございまして。農業用水につきましては

は補助事業ということで対応しております。水道も同様です。工水は補助がないということでございます。

【虫明分科会長】 金子さん、何かありますか。

【金子水資源総合調整官】 工業用水につきましては、いわゆる金額的な補助の要件を満たさないということで、残念ながら補助は無しということでございます。

【飯嶋特別委員】 要件を満たさない。

【虫明分科会長】 はい。どうぞ、上総部長。

【上総水資源部長】 山本委員からのご指摘でございますが、こういう施設の診断だとか、更新だとか、しっかりと施設の機能が発揮できるようなことに取り組むということはこのフルプランの中でも位置づけるべきではないかというご主旨のご指摘だったかと思えます。まさにそのとおりだと思います。本日の資料の中の60ページ以降が木曾川水系の昨年6月の一部変更をした現行のフルプランでございます。

今の山本委員からのご指摘からすれば、まだ事業も進んでいないのですが、この中の62ページ以降の3章のところ、その他重要事項のところ、少しそういったことをうたう変更を今回お諮りすべきだったかなというような気もしてございます。例えば、関連で申し上げますと、同じく今日ご議論いただいております利根川のフルプランの現行のものうち、55ページを見ていただきますと、同じく3章の重要事項の(3)番、55ページの最後の2行ですが、「既設ダム群の連携運用の高度化、施設更新時等を捉えた必要な施設機能の追加等、既存施設の有効活用を適切かつ着実に推進するもの」といったことが基本計画として今位置づけられているわけですが、木曾川についても趣旨は同じでことでありまして、今回の一部変更に合わせて、このあたりも木曾川のところを追加すべきだったかなと今反省しているところでございますが、実は、木曾川につきましては、吉野川水系、先ほど申し上げましたように中間評価をやっている最中だということでございますが、木曾川については今年その作業に入っていくということで、部会でもお願いしたところでございます。その中間評価の中でこういったところの、先ほど山本委員からご指摘があったようなところ、今の木曾川のフルプランのままでいいかどうかといったご議論もいただくことでお許しいただければなど。今回の部分については、事業を新たに加えるという少し緊急性のあるところですので、急がれる部分をまずは変更させていただければなどというふうに思っております。

【虫明分科会長】 部長がおっしゃるとおりで、私も木曾川部会長としてお詫び申し上げ

げます。

ほかにはいかがでしょうか。どうぞ、村岡委員。

【村岡特別委員】 質問を1つ。28ページの下の枠のところに「ライフサイクルコストを踏まえた施設の補修・更新」と。これは具体的にどういうことでしょうか。

【細井企画専門官】 これにつきましては、木曾川右岸施設につきまして、全線にわたって管体の調査を行っております。例えば、試掘をしているところ、あるいはトンネル等の入れるところについては目視の調査等を行っております、管の入れかえをすぐに行ったほうが、今行えば、あそこ何年は使える。あるいは、ここは補修をすれば向こう何年は使える。あるいは、既存のものでも向こう何年は使えるというようないろいろな傷みぐあい、あるいは補修、改築の方法についていろいろな選択肢があるんですけども、当該区間についてどのような対策をやれば、トータルとしてコストが安くなるのか。

つまり、今入れかえるべきか、あるいは今は入れかえないで、補修をすれば将来入れかえが生じるまでの間は使える、寿命が延びるということですから、そういったことも加味しながらそれぞれの区間、区間、あるいは施設ごとにそういった補修更新の計画を立てているということでございます。

【村岡特別委員】 わかりましたけれども、あまり特別なものでもないですね。当たり前のことかなと思います。

【虫明分科会長】 ほかにいかがでしょうか。

【佐々木特別委員】 いいですか。

【虫明分科会長】 どうぞ、佐々木委員。

【佐々木特別委員】 基本的に、21ページ、22ページですか、現行のフルプランの変更の案について賛成いたします。それを申し上げた上で、二、三質問なんです、あるいは意見を申し上げたいんですが、1つは、今回のものは、先ほど、24ページの経緯のところにもありますし、26ページのところにも色を違えて書いてありますが、ある意味では2回目の緊急改築ですよね。そういうものをフルプラン上どう位置づけるかという話ですが、今までのやり方は、例えば、今の平成9年から14年の緊急改築事業についてはフルプラン上からは消えていますよね。つまり、フルプランはどんどん新しく変えていきますから、定期的にというか。そうすると、履歴というか、水系の事業についての歴史というものはフルプラン上は残らないんですね。

そういうものでいいのかな、もしかしたら、済んだものは済んだものだけれども、それ

は第1回にこういうことがありました、今回は第2回のものですよということがわかるようにフルプラン上を書くということはないのかなということが1つ。

それからもう1つは、27ページの表と関係しますが、第1回は石綿管が主であった。今回のものはPC管が主であると言っていますが、これは木曾川右岸の、26ページに図がありますが、全体の距離というか、距離の中のどれぐらいの割合に当たるのでしょうかというあたりのことを教えていただきたい。

それから、28ページの先ほどのライフサイクルコストと関連しますが、その前の健全度ですか、指標という言葉ありますが、これについて教えてほしいんですが、これは事業主体の機構が独自に定めている健全度指標というのがあるんですか。あるいは、国レベルで、社会基盤、インフラ全体を通じての健全性指標みたいなものが、オーソライズされたものがあるんですか。ちょっと教えていただきたい。

【金子水資源総合調整官】 今、3点ほどコメントいただきましたが、まず1点目からお答えさせていただきます。確かに現行のフルプラン上、完了した事業はこの計画から削除するという扱いをしてきております。これは若干制度的なものもございまして、フルプランは3項目で成り立っておりますけれども、水の用途別の需要の見通し、供給の目標を述べた上で、供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項というがあって、それからその他というところがございますので、計画としては、この計画期間の中で建設なり、行うべき事業について書くというのが、一応決まりでございます。だから、紛れのないように、完了したものはあえて落とすという取り扱いをしてきておりますが、おっしゃるように、過去の事業履歴がわからないということがございます。そこにつきましては、根本的なことではございませんが、1つは、全部変更等のフルプランのご審議をいただく際には、その水系の中でこういった事業がなされてきているのかというのは、過去のものも含めて、資料として全部お示ししているということと、もう1つ、私ども、計画ができました後には、いろいろその内容についてお知らせをするわけでございますが、私どもがつくる冊子の中では、過去こういった履歴でフルプランの変更をしてきているかということ記録としては残しているということで、極力配慮はしてきております。

【細井企画専門官】 水路の延長でございますが、先に答えやすいほうから答えますと、施設機能診断のものを、安全度指標、これについては、事業主体の水資源機構で独自に定めた指標でございます。水路全体で約87キロぐらいあるんですけれども、うち4分の1が石綿管でございまして、それについては入れかえが終わっております。今回のPC管を

入れかえるのが、先ほど申し上げたように、幹線で4キロ、支線で4.3キロ、8.3キロですから、全体で言えば約1割くらいの入れかえになってございます。

【佐々木特別委員】 まだかなり改築する距離は残っているのですか。

【細井企画専門官】 そうでございます。

【佐々木特別委員】 大変だね。

【細井企画専門官】 まだPC管も残っているところはございます。

【佐々木特別委員】 緊急度に応じてやっているからね。

【細井企画専門官】 そうでございます。

【佐々木特別委員】 ありがとうございます。

【虫明分科会長】 何か事務局、ありますか？ いいですか。先ほどの水力との連想ゲームみたいなものですが、老朽化の改修にあわせて小水力利用というのをぜひ考えていただきたい。それが今の水資源機構というのが仕組みでできるかどうかは別にして、ああいう管路にしても例の農業用水路にしても、可能性が高いと思うんです。だから、改築のときにあわせてそういうことをやるということは、やはり検討されたらどうかと思いますので、ぜひご検討願いたいと思います。直接今回の内容とは関係ないんですが、今後のこととして。

ほかはご意見、ご質問、いかがでしょうか。

【榎村特別委員】 ちょっと質問をいいですか。

【虫明分科会長】 どうぞ。

【榎村特別委員】 私がちょっとお聞きしたかったことは、ほかの委員の方々に対するご返答でよくわかりましたので、ささいなことなんですけれども教えていただきたいのは、事業が水資源機構に承継されたというふうに書いてあって、こういう場合、どういう場合が水資源機構とか、ほかのところに承継されるのかと。そのまま行く場合もあるし、こういうふうに違う組織に承継されるという場合、この場合はそういう場合ですけれども、どういう場合に違う主体に変わるのかと。単純な質問なんですけれども、ちょっと教えていただければ。何か、どういう場合。こういう場合もしょっちゅうあるのか。何か場合にこういうふうに変わるのかとか、何か教えていただければ。単純な質問ですみませんが。

【金子水資源総合調整官】 事業の承継につきましては、水資源機構法において、事業の主務大臣が承継したほうがいいという判断する場合には承継するということになっておりまして、特段的な要件とか、そういうものがあるわけではございませんが、事業を進

める上で、水資源機構がやるのが適切というふうに判断された場合ということでございます。事例自体はございまして、過去にもダム等も含めて、承継しているものは幾つもございます。

【榎村特別委員】 結構です。

【虫明分科会長】 いいですか。いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、ご意見、ご質問ございませんようですので、このあたりで分科会の意見の取りまとめを行いたいと思います。

さまざまなご意見がございましたが、結論としては、木曾川部会において取りまとめられた一部変更案のとおりで異議がないということでまとめさせていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【虫明分科会長】 ありがとうございます。それでは、ご異議がないようですので、当分科会といたしましては、これをもって取りまとめといたしたいと思いますので、よろしくをお願いします。なお、本日取りまとめた利根川・荒川フルプランの一部変更案及び木曾川フルプランの一部変更案は、この後国土審議会会長の同意を得た上で、国土審議会としての正式な答申となりますので、念のため申し上げます。

それでは、以上をもちまして、本日の議事は終了いたします。どうもご協力ありがとうございました。それでは、事務局のほうにお返ししますので。

【西川水資源政策課長】 虫明分科会長、どうもありがとうございました。

事務局より、本日取りまとめいただきました利根川・荒川フルプランの一部変更案及び木曾川フルプランの一部変更案についての今後の予定についてご説明させていただきます。

今後、関係都県知事の意見聴取及び関係省との協議を行い、閣議決定を経て一部変更を決定してまいる予定でございます。

本日の資料及び議事録につきましては、準備ができ次第、当省ホームページに掲載いたします。なお、議事録につきましては、その前に委員の皆様方に内容確認をお願いする予定でございますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、ここで部長の上総からお礼のごあいさつを申し上げます。

【上総水資源部長】 本日は、ご熱心なご審議、まことにありがとうございました。今日ご議論いただきました2つのフルプランの変更の今後につきましては、先ほど政策課長から申し上げたとおりでございます。

1つ、21年度の新規事業というのもございますので、21年度の国の予算のほうはこれから国会のほうで審議という状況でもございます。そういったことも踏まえながら、速やかに手続を進めてまいりたいと思っております。

本日は、大変お忙しい中、ほんとうにありがとうございました。

【虫明分科会長】 どうもありがとうございました。

【西川水資源政策課長】 それでは、以上をもちまして、閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

— 了 —